

寒川町学校運営協議会規則をここに公布する。

平成31年2月21日

寒川町教育委員会教育長 大澤文雄

## 寒川町教育委員会規則第1号

### 寒川町学校運営協議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6第1項の規定に基づき、寒川町学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 教育委員会は、町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置しようとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)の校長及び学校評議員の意向を踏まえて決定し、当該対象学校に対して通知するものとする。

#### (基本方針の承認等)

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

3 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営状況の評価)

第4条 協議会は、当該対象学校の運営状況について毎年度1回以上評価を行うものとする。

(委員の構成等)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 当該対象学校の学区内に居住する住民
- (4) 当該対象学校の校長
- (5) 当該対象学校の教職員
- (6) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から推薦があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、これを尊重する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の過半数以上で議決したときは、これを公開しないことができる。

(研修等)

第10条 教育委員会は、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、委員に対して必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第6条の規定に反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。